

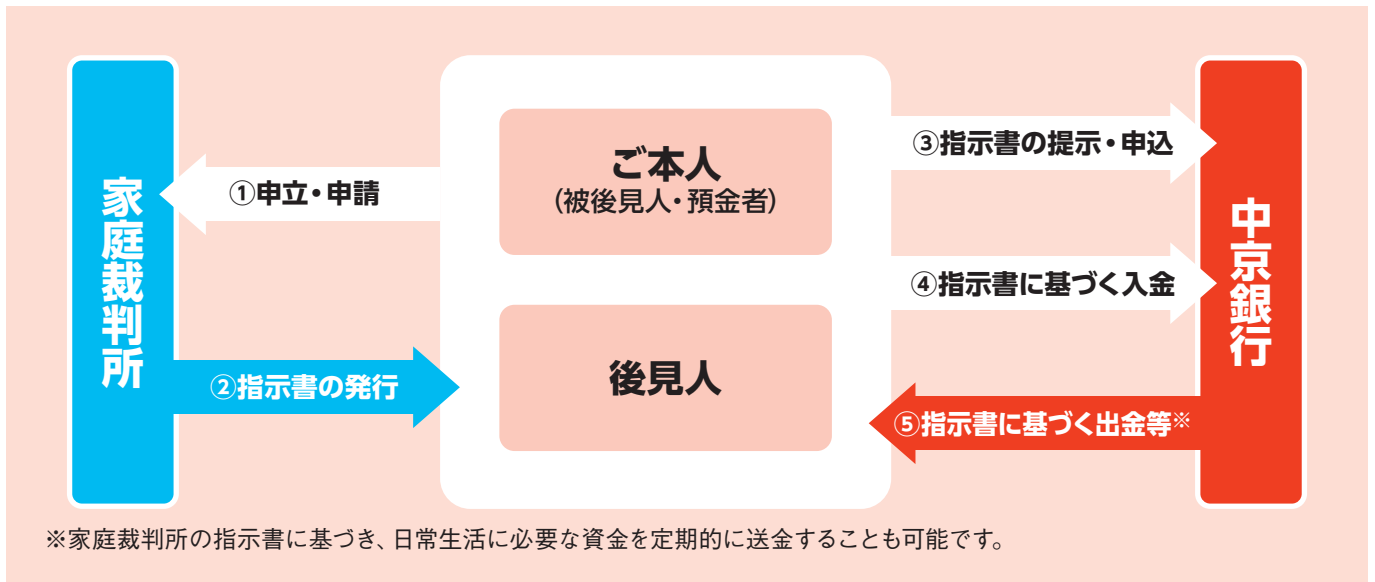
後見制度をご利用のみなさまへ

〈中京〉後見支援預金

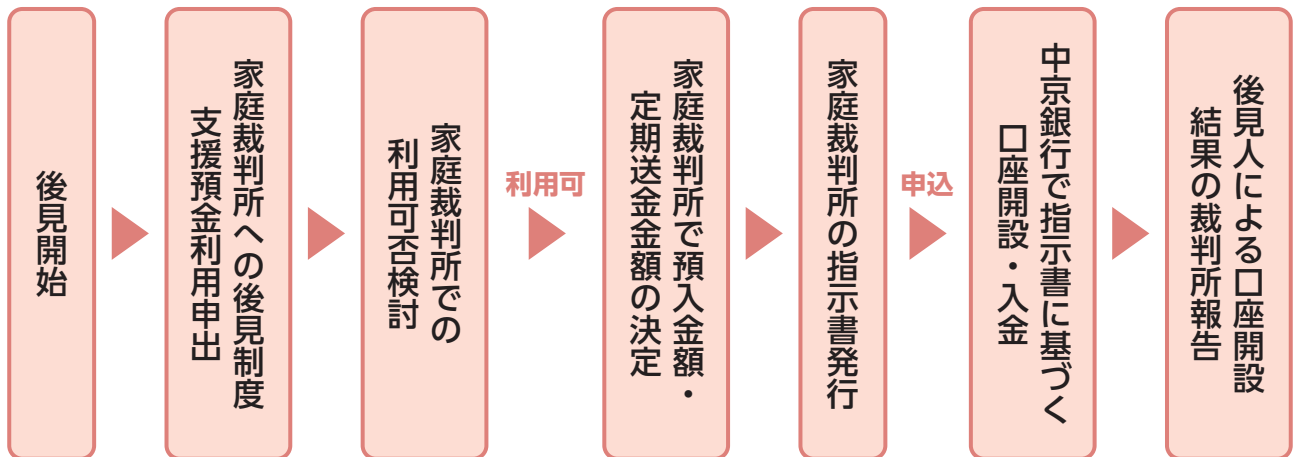
〈中京〉後見支援預金とは

- ・ 後見制度をご利用のお客さまが、**家庭裁判所からの指示書に基づき利用できる預金**です。
- ・ 被後見人が日常使用しない金銭を**別口座で管理**することで、想定外のお引き出しを防ぎ、**お客さまの大切な資産を守ります**。

【イメージ図】



【お申し込みの流れ】



商品概要

商品名	<中京>後見支援預金
ご利用いただける方	個人のお客さまで、家庭裁判所から後見支援預金の口座開設に係る「指示書」の交付を受けた方
対象となる預金	普通預金、決済用普通預金
手数料	口座開設手数料および口座維持手数料は無料です。
付加できるサービス	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」により、生活費等を被後見人名義の他の普通預金口座へ定期的に一定額支払いするよう指定されている場合は、自動送金サービスをご利用いただけます。
お取引の制限	<ul style="list-style-type: none">・この預金は、以下のサービスはお取り扱いできません。<ul style="list-style-type: none">キャッシュカードの発行総合口座としてのご利用インターネットバンキング (<中京>ダイレクトねっと版)公共料金などの自動支払 (上記自動送金サービスを除く)給与・年金などの自動受取マル優 (少額貯蓄非課税制度)ATM (現金自動預払機) での入出金
その他ご留意事項	<ul style="list-style-type: none">・口座開設は、インターネット支店のなごやめし支店ではお取り扱いできません。・全ての取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づくお取り扱いとなります。・入出金は、口座開設店の窓口でのみお取り扱いできます。・預入期間、金額の制限はありません。・普通預金と決済用普通預金の選択・併用が可能です。・商品の詳細は、店頭または当行ホームページで商品概要説明書をご覧ください。

新規口座開設時に必要な書類

- 家庭裁判所の指示書 (原本)
- 後見人のご本人確認書類
- 被後見人 (預金者) のご本人確認書類
- 登記事項証明書 (後見人の登記にかかるもの)
- 預金取引のご印鑑
- 初回預入額 (指示書記載金額と同額)

※ <中京> 後見支援預金を利用する場合は、下記①または②を満たす必要があります。

① 別途、成年後見人が日常的な支払いをする金銭を管理する「成年後見制度の届出がある被成年後見人名義の口座」が、当行または他金融機関で開設済。

② 本件と成年後見制度の届出を同時に行い、上記①にあたる被成年後見人名義の口座を開設すること。

※ 成年後見制度の届出に必要な書類は、支店窓口へお問い合わせください。